（4）　当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

（5）　当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は前号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

（6）　当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項又は第二項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者（第十六条第一項第一号ロに規定する特例後継者をいう。以下この条において同じ。）であること。

（7）　当該中小企業者の株式等の贈与者（当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。（8）において同じ。）が、当該贈与の直前（当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

（8）　当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（この号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。

（9）　当該中小企業者の株式等の贈与者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者（第十六条第一項第一号ハに規定する特例代表者をいう。以下この条において同じ。）であること。

チ　当該贈与が、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与であること。

（1）　第一種特例経営承継受贈者が一人である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める贈与

（i）　当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合に